

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係
不利益処分名	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
根 拠 法 令	国民健康保険法
根 拠 条 項	第62条
連 絡 先	(電話 621 - 5159)
処 分 基 準	<p>保険給付の制限</p> <p>第62条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)